



国土交通省

NEWS RELEASE

国土交通省 近畿運輸局

問い合わせ先

(所属) 企画観光部観光地域振興課

(担当) 井尻、清水、平井

(電話) 06-6949-6411

平成23年 9月30日

信楽地域における人々の技術と知恵を活用した新事業の支援

「利用者の創造力や生活の向上を目指した体験型観光」

「地域産業資源活用事業計画の認定」

近畿運輸局では、本日、地域の強みである観光資源を新たな視点で着目し、新商品の開発などを行う「地域産業資源活用事業計画」を近畿経済産業局、近畿農政局とともに認定いたしました。

観光関係では、信楽地域での体験型観光「創造と癒しの郷 SHIGARA KIプログラム」が認定されました。

認定事業計画には、試作品の開発や販路開拓に対する補助、設備投資減税、中小企業信用保険法の特例、政府系金融機関による低利融資や専門家によるアドバイスなど総合的な支援が用意されています。



小川亭



創作体験で使用する楽齋工房の蛇窯

配布先

(近畿運輸局) 青灯クラブ、近畿電鉄記者クラブ、大阪経済記者クラブ、滋賀県政記者クラブ

(近畿経済産業局) 近畿経済産業局記者会

| | | | |
|-------|-------------|------|-------------------|
| 3 類型 | 観光資源 | 通巻番号 | 5-23-001 |
| 地域資源名 | 信楽焼の窯元、陶芸の森 | 認定日 | 平成23年9月30日 |
| 地 域 | 滋賀県甲賀市 | 所管省庁 | 農林水産省、経済産業省、国土交通省 |

事業名：信楽焼の技術と窯元の暮らしを活かした体験型観光「創造と癒しの郷SHIGARAKIプログラム」の開発・提供

会社名：有限会社小川亭

所在地：滋賀県甲賀市信楽町長野876

連絡先：TEL：0748-82-0008 HP：<http://www.shigaraki.co.jp>

FAX：0748-82-0868

事業概要（新たな活用の視点）

・信楽地域の陶芸作家、茶道や華道の家元、地元料理人が有する技術と知識のほか、山間部に暮らす生活や自然との共生の知恵などを体験型観光の資源としてプログラム化し、信楽を好む観光旅行者や陶芸ファン、日常生活において陶芸品を手にする潜在的なプログラムとして「創造と癒しの郷SHIGARAKIプログラム」を開発・提供する。

売れる商品づくり（競争力、市場性、販路）

◆競争力

・これまでの「見る」「買う」などの単なる体験や陶芸教室ではなく、利用者の創造力や生活の向上を目指した新しい観光サービスとしてプログラムを開発する。

・信楽町は団地に工場が集中立地する他の陶器産地と比べ、職人の生活と創作活動が両立した形で集積しているため、陶芸ファンには魅力的な観光地として、多くの観光客が訪れている。

◆市場性

・陶芸体験は「今後取り組みたい余暇活動」として安定した人気があり、特に50歳以上の中高年層に根強い。また、中高年層は、旅行にかかる費用が他の世代より高く、時間や費用をかけても、「より深く、充実した体験」を求めている。

◆販路

・広く陶芸に関心を持つ人を対象に、首都圏等の大手旅行代理店への販売に取り組む。また、旅館や陶芸作家の顧客、陶芸の森で実施した陶芸教室の参加者にもパンフレットやDM等でアプローチし、本格的な陶芸創作体験を求める観光客に販売する。

地域資源における関係事業者との連携

・小川亭が中心となって、陶芸作家、協力宿泊施設、広報・事業PR、販売・旅行等の業務を地域一体となって運営する。

【小川亭】



【創作体験で使用する楽斎工房の窯】
(上から蛇窯、登り窯、行ってこい窯)



1. 地域産業資源活用事業計画の認定

近畿運輸局では、本日付けで有限会社小川亭（滋賀県甲賀市）から申請のあった地域産業資源活用事業計画について、近畿経済産業局、近畿農政局とともに認定いたしました。

事業計画は、観光資源関係 1 件を含め、鉱工業関係合計 3 件が認定されました。

| 会社名 | 活用する地域資源 | 担当局 |
|--------------|----------|---------------------|
| 有限会社小川亭 | 観光資源 | 近畿運輸局、近畿経済産業局、近畿農政局 |
| ナカガワ胡粉絵具株式会社 | 鉱工業品 | 近畿経済産業局 |
| 有限会社井上企画・幡 | 鉱工業品 | 近畿経済産業局 |

2. 中小企業地域資源活用促進法の制定の背景

- (1) 地域間格差は喫緊の政策課題です。このため、地域経済の自律的な活性化を図るため、地域の特色ある農林水産物、産地の技術、観光資源といった地域産業資源を活用した中小企業による事業活動を支援するための措置を講じ、地域経済の主な担い手である中小企業の事業活動の促進を図ることが必要となっています。
- (2) 各地域の強みである農林水産物、鉱工業品及びその生産技術、観光資源の 3 類型からなる地域資源を活用して新商品の開発等の事業を行う中小企業を支援するため、中小企業地域資源活用促進法（「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」（平成 19 年法律第 39 号））が、平成 19 年 5 月 11 日に公布、同年 6 月 29 日に施行されました。

3. 中小企業者による「地域産業資源活用事業計画」の作成

- (1) 中小企業者は、同法第 6 条に基づき、国の定める基本方針に従い、地域資源を活用した具体的な事業計画「地域産業資源活用事業計画」を作成し、各都道府県を經由して、国の認定を申請することができます。
- (2) 中小企業が地域資源を活用した事業計画の認定を受けた場合には、試作品開発や販路開拓に対する補助、設備投資減税、中小企業信用保険法の特例、政府系金融機関による低利融資や専門家によるアドバイスなど総合的な支援を用意しています。

4. その他

独立行政法人中小企業基盤整備機構近畿支部に設置された近畿地域支援事務局において、事業計画の相談など法律認定を目指す中小企業者の取組を支援しています。

担当局問い合わせ先

| | |
|--------------------------------|------------------|
| 近畿運輸局 企画観光部観光地域振興課 | TEL：06-6949-6411 |
| 近畿経済産業局 産業部創業・経営支援課 | TEL：06-6966-6014 |
| 近畿農政局 経営・事業支援部事業戦略課 | TEL：075-414-9024 |
| 独立行政法人中小企業基盤整備機構近畿支部 近畿地域支援事務局 | TEL：06-6910-2235 |